最終更新日：2021年5月28日

株式会社池田泉州ホールディングス

代表取締役社長兼CEO 鵜川淳
問合せ先：06-4802-0013
証券コード：8714
https://www.senshuikeda-hd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、池田泉州銀行などを子会社とする持株会社であり、「幅広いご縁」と「進取の精神」を大切に、お客さまのニーズに合ったサービスを提供し、地域の皆さまに「愛される」金融グループを目指すことを経営理念に掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

⑴ 株主の皆さまの権利を尊重するとともに、平等性の確保に努めます。
⑵ ステークホルダーの利益を考慮するとともに、適切な協働に努めます。
⑶ 会社情報を適切に開示するとともに、その会社情報の透明性の確保に努めます。
⑷ 取締役会及び監査役会は株主の皆さまに対する受託者責任等を踏まえ、業務執行の監督及び監査の実効性向上に努めます。
⑸ 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主の皆さまとの建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
○ 政策保有株式に関する基本方針
当社および池田泉州銀行は、2010年の銀行合併以来、株式保有リスクの縮減を目的に、政策保有株式を縮減してまいりました。今後も、政策保有株式を縮減してまいります。

政策保有株式の縮減は、株式保有リスクや資本の効率性等を総合的に検討の上で、取引先企業との十分な対話を前提に進めてまいります。
但し、当社グループおよび投資先の中長期的な企業価値向上に資する、あるいは、“ 地域 ”創生および地域活性化にあたり必要と判断される場合には、限定的に株式を保有することがあります。

政策保有の適否については、個別銘柄毎に保有意義・中長期的な経済合理性、地域経済との関連性等を踏まえ、定期的に検証し、判断してまいります。
経済合理性については、株主資本利益率目標や資本コストを加味した採算性等を個別銘柄毎に検証いたします。基準が未充足となった株式については、定性面も考慮した上で、保有の必要性があると判断した場合には、採算性向上・改善に向けた交渉をいたします。保有の必要性が認められない場合には、売却を検討いたします。

※合併による池田泉州銀行発足の2010年5月から2020年3月末までに約532億円政策保有株式を縮減（非上場株式含む）

○ 政策保有株式議決権行使基準
当社および池田泉州銀行は、政策保有株式について、当社グループおよび投資先の中長期的な企業価値向上に資するなどの観点から各議案についての賛否を判断し、全ての議決権を行使いたします。
また、以下に該当する場合は、特に慎重に判断することといたします。

⑴ 法令違反や反社会的行為が認められる企業の議案
⑵ 情報開示が不適切など、株主の利益を阻害すると考えられる企業の議案
⑶ 株主提案
⑷ 買収防衛策議案
⑸ 会計監査人による無限定適正意見が未付与の計算書類の承認

【原則1-7】
〇関連当事者間の取引
当社では、株主の利益を確保するため、関連当事者間の取引に関し、以下の手続を取締役会規定にて定めており、取締役会の決議・報告が必要な仕組みとしております。
・取締役及び執行役員が自己または第三者のために行う競業取引及び利益相反取引については、取締役会の決議を経なければならないこと。
・取締役及び執行役員が自己または第三者のために行う競業取引及び利益相反取引を行った場合は、遅滞なくその取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならないこと。

【原則2-6】
○企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
企業年金基金の人事面については、企業年金基金の常任理事には、企業年金業務経験者やマーケット部門の経験豊富な人材を理事として配置しております。
年金資産の運用面については、外部機関が策定した政策アセットミックスと、厚生労働省のガイドラインに沿って定めた「運用基本方針」に基づい

たものとしており、運用機関として企業年金基金の運用方針等を決定する資産運用委員会を設置し、人事・財務・リスク・市場取引等の業務に精通した者を構成員とし、年金資産の運用状況について、多角的な検討が可能な体制整備を行っております。
加えて、受益者代表が半数を占める代議員会にて、「運用基本方針」に基づく運用がなされているか、また、利益相反がないかを検証する体制となっております。

【原則3-1】
⑴ 当社は、経営理念や経営ビジョン、経営計画を策定し公表しております。経営理念については本報告書「1．基本的な考え方」に記載しているほか、当社ホームページに記載しておりますので、ご参照ください。
経営理念：https://www.senshuikeda-hd.co.jp/company/principles.html
経営ビジョン：https://www.senshuikeda-hd.co.jp/ir/e-koukoku/ir _ presentation/index.html
経営計画：https://www.senshuikeda-hd.co.jp/ir/e-koukoku/ir _ presentation/index.html

⑵ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方（基本方針）については、本報告書「1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役および執行役員の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、本報告書「Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1．機関構成・組織運営等に係る事項」の［取締役報酬関係］に記載しておりますので、ご参照ください。

⑷ 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続きについて、以下のとおり基本方針を定めております。

＜取締役候補者の指名の基本方針＞
当社の経営理念に基づき、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として指名することとしております。
また、当社の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することとの観点から、当社は、当社の事業やその課題に精通する者を経営陣幹部その他の業務執行取締役候補として指名するほか、多様な知見やバックグラウンドを持つ候補者を、社外取締役として指名することを基本方針としています。

＜取締役候補者の指名手続＞
取締役候補者の指名につきましては、人事委員会を設置しており、同委員会での検討結果をもとに、取締役会にて審議・決定するプロセスをとっております。

＜監査役候補者の指名の基本方針＞
業務執行者からの独立性の確保と、当社の持続的成長と社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを期待できる人物を監査役候補者（社外を含む）として指名することとしております。

＜監査役候補者の指名手続＞
監査役候補者につきましては、人事委員会が同候補者を監査役会に推薦し、事前に監査役会の意見を聞き、同意を得たうえで取締役会において決定するプロセスをとっております。

＜執行役員の選任の基本方針＞
別途定める執行役員規定を遵守し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、誠実に職務執行を行うことが期待できる人物を執行役員候補者として選任することとしております。

＜執行役員候補者の選任手続＞
執行役員候補者の選任につきましては、人事委員会を設置しており、同委員会での検討結果をもとに、取締役会にて審議・決定するプロセスをとっております。

＜経営陣幹部等の解任の基本方針＞
経営陣幹部等に不正または重大な法令・規定違反等があった場合、また、当社の企業価値向上のため、誠実に職務執行を行うことが困難であると認められる場合、解任を検討することとしております。

＜経営陣幹部等の解任手続＞
経営陣幹部等の解任につきましては、人事委員会を設置しており、同委員会での検討結果をもとに、取締役会にて審議・決定するプロセスをとっております。

⑸ 取締役・監査役候補者の選解任理由については、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載、開示しております。
招集通知は当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
https://www.senshuikeda-hd.co.jp/ir/kabunushisoukai.html

【補充原則4-1-1】
〇取締役会の役割と経営陣への委任の範囲の概要
取締役会は、会社法及び取締役会規定に基づき、重要な業務執行を意思決定し、その他重要な事項を報告聴取するとともに、取締役及び執行役員の職務執行の監督を行います。取締役会は原則月1回開催し、監査役の出席のもとコンプライアンスやリスク管理を重視した意思決定を行います。
業務執行において、より的確・迅速な経営の意思決定を行うために、取締役会の下に「経営会議」を設置し、取締役会から委譲された、重要な業務執行以外の経営の重要事項に関する意思決定や報告聴取を行います。経営会議は原則週1回開催し、監査役の出席の下、コンプライアンスやリスク管理を重視した意思決定を行います。

【補充原則4-1-3】
〇最高経営責任者（CEO）等の後継者計画の監督
当社では、取締役会で審議・決定したサクセッション・プランの一環である役員後継者候補育成規定に基づき、CEOを含む代表取締役、取締役および執行役員の後継者候補の育成を戦略的・計画的に推進しております。
後継者候補の育成は、十分な時間と資源をかけて取り組むこととしており、日々の業務を通して、各後継者候補をポジション要件（※1）に基づき評

価・把握し、強みや課題を明らかにしながら、研鑽を常にサポートすることにより行っております。
代表取締役および取締役の後継者候補の育成・配置計画を策定または変更した場合には人事委員会および取締役会に報告するほか、これらの育成・配置計画の進捗状況は、年に1回以上、人事委員会に報告することとしております。
※1代表取締役のポジション要件の構成要素は以下のとおりです。
1．役割要件
⑴-1 役割（ミッション）
⑴-2 責任
⑴-3 主要職務
2．人材要件
⑵-1 思考・行動特性
⑵-2 マインドセット
⑵-3 知識・スキル
⑵-4 業務経験

【原則4-9】
当社グループは、社外取締役および社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断しております。
＜独立性判断基準＞
原則として、現在または最近（※1）において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1．当社グループを主要（※2）な取引先とする者またはその業務執行者
2．当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
3．当社グループから役員報酬以外に多額（※3）の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律家（当該財産を得ている者が法人等の場合は、当該法人等に所属する者）
4．当社の主要株主（※4）またはその業務執行者
5．当社グループから多額の寄付等を受ける者またはその業務執行者
6．過去（※5）に当社グループの業務執行者であった者
7．次に掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※6）
A．上記1～6に該当する者
B．当社グループの企業の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等
※1「最近」の定義：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む
※2「主要」の定義：直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2％以上を基準に判定
※3「多額」の定義：過去3年間の平均で、年間10百万円以上
※4「主要株主」の定義：直近の事業年度末時点において、総議決権の10％以上の議決権を保有する者
※5「過去」の定義：10年以内
※6「近親者」の定義：2親等以内

【補充原則4-11-1】
〇取締役会全体としての多様性及び規模に関する考え方
当社の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することとの観点から、当社は、当社の事業やその課題に精通する者を経営陣幹部その他の業務執行取締役候補として指名するほか、多様な知見やバックグラウンドを持つ候補者を、社外取締役・社外監査役候補として指名することを基本方針としています。
また当社は取締役会における実質的な協議・検討の様々な機会を確保するとともに、意思決定の迅速性を重視する観点から取締役会の員数を設定しており、現状、11名の取締役と5名の監査役を選任しております。取締役の中には国際部門や海外勤務の経験者も在籍し、いずれも優れた知識・経験・能力を備えております。また、ジェンダー面でも、女性社外取締役を選任し、多様性の確保に努めております。

【補充原則4-11-2】
〇取締役・監査役の兼任状況
当社は、取締役・監査役候補者、取締役・監査役の重要な兼職状況を「株主総会招集ご通知」の事業報告や参考書類に記載、開示しております。招集通知は当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
https://www.senshuikeda-hd.co.jp/ir/kabunushisoukai.html

【補充原則4-11-3】
〇取締役会全体の実効性についての分析・評価
当社は、2019年度の取締役会の実効性について、取締役会の構成や実効性を高める仕組み、意思決定プロセス等の視点から、取締役及び監査役により自己評価を実施しております。
その評価を基に2020年6月の取締役会において分析・評価を行った結果の概要は以下のとおりであり、取締役会の実効性は十分確保されていることを確認しております。また、当社の主要子会社である池田泉州銀行においても同様に分析・評価を行い、同行の取締役会につきましても実効性は十分確保されていることを確認しております。

⑴ 経営会議等への社内会議へ社外役員が出席する等、情報の質の向上に取り組んでおります。また、経営ビジョンの策定において社外役員とグループ会社の社長を交えて議論を行う等、更なる議論の質向上に向けた環境整備に努めております。
⑵ 2019年度の評価において、多様性確保の観点から女性取締役が就任していないことを課題として認識しております。（※）
（※）2020年6月25日開催の第11期定時株主総会において、取締役選任議案が承認可決され、女性の社外取締役が就任いたしました。
⑶社内役員の担当業務の枠を超えて全社的な見地から議論を行うなど、一層の審議の活性化に努めて参ります。また、諮問委員会との更なる連携により取締役会機能の充実を図って参ります。

【補充原則4-14-2】
〇取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社では、取締役・監査役向けに定期的に研修会を開催しており、法令や社会情勢の動向を専門家や有識者から解説いただくこととしております。
社外役員に対しては、当社グループの各企業の事業内容や当面の経営課題に対する取り組み状況をご説明することとしております。

【原則5-1】

当社は以下の方針を定め、「株主との対話」に前向きに取り組んでまいります。

1．「株主との対話」を統括する者
対話に関する統括は企画総務部担当役員が行い、建設的な対話の実現に向け目配りを行います。
2．対話を促進するための体制
担当部署である企画総務部を中心に人事部・総合リスク管理部に加え、グループ各社の管理部門や営業部門と連携することにより、情報収集と分析を行った上で、当社として適切な判断の上で対話を行います。
3．対話手段の充実に関する取組
投資家との個別面談に加え、機関投資家向けの会社説明会を年2回以上開催しています。
また、個人向けの会社説明会も年1回以上開催するとともに、株主の皆さまとの懇談会も開催しており、今後もIR活動の充実に努めてまいります。
4．株主構造の把握
対話を促進するために、定期的に実質株主判明調査を行い、当社の株主構造の把握に努めています。
5．株主意見のフィードバック
対話で得られた意見などは、適宜、取締役会・経営会議などにおいて経営陣にフィードバックし、当社の今後の活動内容の向上に役立てます。
6．インサイダー情報の管理
インサイダー取引の未然防止を図るための規定を定め、当然に遵守します。
また、株主の皆さまへの公平性を確保するために、各四半期の決算日から決算発表日までの期間中における業績の見通しの他、インサイダー情報につながる質問への回答やコメントを差し控えます。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	71,536,900	25.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	12,031,700	4.28
池田泉州銀行従業員持株会	9,591,584	3.41
株式会社三菱UFJ銀行	5,934,593	2.11
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,911,000	1.74
JP MORGAN CHASE BANK 385151	4,419,450	1.57
伊丹産業株式会社	3,692,671	1.31
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,514,740	1.25
GOVERNMENT OF NORWAY	3,348,327	1.19
日本生命保険相互会社	2,505,546	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

2019年11月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、銀行等保有株式取得機構が2019年10月31日現在で当社株式36,028,000株を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数について、確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古川実	他の会社の出身者								○			
小山孝男	他の会社の出身者								○			
山澤倶和	他の会社の出身者								○			
小笠原敦子	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古川実	○	古川実氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。また、古川実氏が相談役を務める日立造船株式会社と、池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。上記の取引は、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	上場会社の代表取締役として企業経営に関与した幅広い経験と高い見識があり、かつ十分な社会的信用を有していることから、社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断致しました。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。

小山孝男	○	小山孝男氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。また、小山孝男氏の出身元である株式会社日立製作所及び株式会社日立ソリューションズと、池田泉州銀行との間にシステム開発及び機器の購入並びに通常の銀行取引があります。上記の取引は、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	代表取締役として企業経営に関与した幅広い経験と高い見識があり、かつ十分な社会的信用を有していることから、社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断致しました。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。
山澤倶和	○	山澤倶和氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。また、山澤倶和氏の出身元である阪急阪神ホールディングス株式会社、株式会社阪急阪神ホテルズ及び阪神高速道路株式会社と、池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。上記の取引は、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	上場会社等の取締役及び代表取締役として企業経営に関与した幅広い経験と高い見識があり、かつ十分な社会的信用を有していることから、社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断致しました。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。
小笠原敦子	○	小笠原敦子氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	報道機関において要職に就くなど、実業界で幅広い経験と実績があり、かつ十分な社会的信用を有していることから、社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断致しました。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	5	0	1	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

人事委員会では、取締役候補者の決定に加え、代表取締役及びCEO等の選定に関する事項を決定しております。
報酬委員会では、取締役等の報酬制度や報酬額等に関する事項を決定しております。
社外取締役が過半数を占める人事・報酬委員会の審議を経ることで、客観性を確保しています。

＜人事委員会の構成＞
鵜川　淳　（社内取締役）
古川　実　（社外取締役）
小山　孝男（社外取締役）
山澤　倶和（社外取締役）
小笠原　敦子（社外取締役）

＜報酬委員会の構成＞
太田　享之（社内取締役）
古川　実　（社外取締役）
小山　孝男（社外取締役）
山澤　倶和（社外取締役）
小笠原　敦子（社外取締役）

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名

監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に情報交換の場を設け、監査における諸問題等について意見交換を行うなど、緊密に連携することで効率的かつ実効性の高い監査業務を行っております。
監査役と内部監査部門は、内部監査に監査役が立ち会ったり意見交換を行うなど、緊密に連携することで効率的かつ実効性の高い監査業務を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐々木敏昭	他の会社の出身者										○		○	
森信静治	弁護士										○			
中西孝平	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木敏昭	○	佐々木敏昭氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。また、佐々木敏昭氏が理事長を務める学校法人泉州学園と、池田泉州銀行との間に寄付型私募債の取扱いに伴う寄付及び通常の銀行取引があります。上記の取引は、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 ※寄付型私募債：私募債を発行する取引先から受け取る手数料の一部から、池田泉州銀行が書籍・楽器・スポーツ用品などの物品を購入し、地域の学校などに寄付する私募債。地域貢献の一環として、2018年10月より取扱いを開始しております。	長年に亘る金融機関の監査役としての幅広い経験と高い見識があり、かつ十分な社会的信用を有していることから、客観的・中立的な立場に立って、社外監査役としての役割を果たしていただけるものと判断致しました。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。

森信静治	○	森信静治氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	弁護士としての幅広い経験と高い見識があり、かつ十分な社会的信用を有していること、また企業の社外取締役としての経験から、当社の経営執行等の適法性について、客観的・中立的な立場に立って、社外監査役としての役割を果たしていただけるものと判断致しました。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。
中西孝平	○	中西孝平氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。また、中西孝平氏の出身元である株式会社国際協力銀行と池田泉州銀行との間で海外に進出する本邦企業へのサポートを目的とした業務協力協定を締結しておりますが、対価の授受を伴うものではありません。上記取引は、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	銀行の取締役や企業の社外取締役を通じて培ってきた、国際金融に関する幅広い経験と見識並びに企業経営に関する経験及びコーポレートガバナンスに関する見識があり、かつ十分な社会的信用を有していることから、客観的・中立的な立場に立って、社外監査役としての役割を果たしていただけるものと判断致しました。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。これは、当社及び子会社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため発行するものであります。

ストックオプションの付与対象者	子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社子会社の株式会社池田泉州銀行の社内取締役及び執行役員に対し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告には、取締役の年間報酬総額及び監査役の年間報酬総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

Ⅰ．報酬の額について
取締役及び監査役の報酬については、2010年6月29日開催の第1期定時株主総会の決議により、取締役の報酬等の額を月額総額3,000万円以内、監査役の報酬等の額を月額総額600万円以内とすることを決定しております。今般業務執行を担う取締役に対する業績連動報酬およびストック・オプションとしての新株予約権の支給を可能とするため、取締役の報酬枠を月額から年額に改め、年額総額3億6,000万円（現行の月額3,000万円の12倍の額）以内とするとともに、ストック・オプションとしての新株予約権の内容を決定する議案を第12期定時株主総会に提出しました。
なお、上記議案における報酬枠の内訳については、基本報酬を年額2億円以内（うち社外取締役に対して年額8,000万円以内）、業績連動報酬を

年額1億円以内、ストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬を年額6,000万円以内とすることとしています。
取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含んでおりません。なお、定款で定める取締役の員数は15名以内、監査役の員数は6名以内としております。

Ⅱ．報酬の決定方針について
当社では取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記の通り定め、第12期定時株主総会で上記議案が可決されることを条件に、同総会の終結の時から実施することを取締役会で決議いたしました。
1．基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上と金融業としてのプルーデンス確保を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。
2．基本報酬
基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。
3．業績連動報酬
業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、各事業年度の予算計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。
4．非金融報酬
株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を、毎年、一定の時期に付与する。付与する新株予約権の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定する。
5．構成割合
業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬や株式報酬のウェイトが高まる構成とする。
6．決定手続き
個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の個人評価を踏まえた賞与の評価配分とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が起案した賞与の評価配分の原案について報酬委員会による諮問ののち取締役会にて決議するものとする。なお、非金銭報酬として付与する新株予約権は、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては企画総務部が、社外監査役に対しては監査役室が、それぞれ必要なサポートを行っております。取締役会の開催に際しては、会議議案の事前説明、各種情報提供などを行っております。監査役会の開催に際しては、会議資料の事前配付、各種情報提供などを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
清瀧　一也	池田泉州銀行 名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等 （経営非関与）	非常勤・報酬無し	2001/01/01	1年
服部　盛隆	池田泉州銀行 名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等 （経営非関与）	非常勤・報酬無し	2012/06/28	1年
藤田　博久	池田泉州銀行 特別顧問	経済団体活動、社会貢献活動等 （経営非関与）	非常勤・報酬有り	2018/06/26	1年
片岡　和行	池田泉州銀行 特別顧問	経済団体活動、社会貢献活動等 （経営非関与）	非常勤・報酬有り	2018/06/26	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	4 名

その他の事項

・上記は、当社子会社である池田泉州銀行に所属する顧問等を記載しております。（当社は、顧問等を設置しておりません。）
　上記顧問等の報酬総額は19百万円です。
・当社及び池田泉州銀行は、2018年6月の株主総会において相談役制度の廃止を決定しております。
・当社及び池田泉州銀行の代表取締役経験者を、経済団体活動や社会貢献活動に従事する目的で特別顧問等とすることがあります。
　その場合、指名・報酬については、人事委員会及び報酬委員会において審議の上、決定することとしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社における業務執行及び監査・監督の現状の体制の概要は以下のとおりであります。
なお、当社は、社外取締役並びに社外監査役との間において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項が定める額とする内容の責任限定契約を締結しております。

1.取締役会
取締役会は、社内取締役7名及び社外取締役4名の11名の取締役で構成され、取締役社長兼CEO鵜川淳が議長を務めます。取締役会は、監査役の出席のもと、原則として毎月1回開催され、取締役会規定に基づき、経営の基本方針や経営計画等の重要な業務執行の決定、取締役及び執

行役員の職務執行の監督を行います。

2.人事委員会
取締役候補者の選定等に関する委員会として、人事委員会を設置しております。人事委員会は、社内取締役1名及び社外取締役4名の5名の取締役で構成され、取締役社長兼CEO鵜川淳が委員長を務めます。人事委員会では、取締役会機能の客観性、透明性を確保し、コーポレートガバナンスの強化を図ることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役の関与・助言を得ております。

3.報酬委員会
取締役等の報酬等に関する委員会として、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、社内取締役1名及び社外取締役4名の5名の取締役で構成され、社外取締役古川実が委員長を務めます。報酬委員会では、取締役会機能の客観性、透明性を確保し、コーポレートガバナンスの強化を図ることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役の関与・助言を得ております。

4.経営会議
迅速な経営の意思決定を行うため、取締役会の下に経営会議を設置しております。経営会議は、社内取締役、役付執行役員及び担当役員委嘱者で構成され、取締役社長兼CEO鵜川淳が議長を務めます。経営会議は、社内監査役の出席のもと、原則として毎週1回開催され、取締役会から委譲された権限に基づき、業務執行に関する重要事項の決定とともに取締役会に付議する事項の検討を行います。また、社外役員が必要に応じ出席し意見を述べるなど、社外役員の適切な関与・助言を得ております。

5.監査役会
監査役会は、社内監査役2名及び社外監査役3名からなる5名の監査役で構成され、監査役川上晋が議長を務めます。監査役会で定めた監査方針・監査計画等に従い、「取締役会」、「経営会議」等重要な会議への出席や重要書類の閲覧等を通じ、取締役の職務執行を監査します。社外監査役には、誠実な人柄、高い見識と能力を有し、それぞれの専門分野についての知識や実務経験が豊富な人材を配置し、多角的な視点から経営上の助言を受けております。

6.内部統制、内部管理及び内部監査部門
内部統制、内部管理及び内部監査部門として、企画総務部、総合リスク管理部、監査部を設置しております。
企画総務部は、会社法並びに金融商品取引法上の内部統制の統括部署の役割を担います。総合リスク管理部は、内部管理の要でありますコンプライアンス管理を担当します。コンプライアンスにつきましては、取締役会で承認されたコンプライアンス・プログラムのもと諸施策の企画や進捗管理を行います。さらに、総合リスク管理部は、リスク管理の統括部署として、リスク管理体制の定期的な見直しと改善を行います。
一方、監査部は、12名（うち子銀行との兼任11名）により構成され、年度ごとに取締役会で承認された内部監査計画のもと、当社各部に対する内部監査を実施するとともに、当社グループの内部監査業務全般を統括管理するほか、グループ各社に対し、必要に応じて単独、または子会社等の内部監査部門と協働・連携して内部監査を実施し、業務運営の改善に向け、具体的な指導及び提言等を行います。

7.会計監査人
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、南波秀哉、刀禰哲朗の2名であり、金融商品取引法監査及び会社法監査を行う会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士15名、その他29名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、取締役11名中4名を社外取締役として、監査役5名中3名を社外監査役として選任しており、社外取締役及び社外監査役の選任を通じて、継続的な企業価値の向上に十分な体制を整備しております。
社外取締役は、取締役会を通じて監査役監査、内部監査及び会計監査の状況並びに内部統制部門からの内部統制の状況の報告を受けており、提言・助言等を行っております。また、社外監査役は、常勤監査役から監査役監査、内部監査及び会計監査の状況並びに内部統制部門からの内部統制の状況の報告を受けており、提言・助言等を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月25日開催の定時株主総会では、招集通知を6月1日（24日前）に発送するとともに、招集通知発送前営業日の5月29日に当社ホームページで公表いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の方にご出席いただくため、一般的に考えられている集中日を回避した開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知（要約）を、参考資料としてホームページに掲載するとともに、TDnetおよび機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主総会開催時に、報告事項・議案等について、ビジュアル化対応を行い、株主により平易にわかりやすい説明を行っております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーに関する基本方針を定め、当社ホームページにおいて公表しております。 https://www.senshuikeda-hd.co.jp/disclosurepolicy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人向け、取引先向けのIR説明会を定期的に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、財務・IRの情報ページを開設し、決算短信、決算短信説明資料、ディスクロージャー誌等、当社の業績をわかりやすく説明した資料を掲載しております。 https://www.senshuikeda-hd.co.jp/ir/e-koukoku/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画総務部内にIR担当者を設置しております。	
その他	当社グループをより一層ご理解いただくために、IR活動の一層の充実に努めてまいります。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営方針にてお客様、地域、株主、社会、グループ社員等ステークホルダーを尊重する旨を定めております。なお、経営方針については、当社ホームページに掲載しております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループでは、経営理念に掲げているとおり、「地域の皆さまに愛され、地域で最も信頼される金融グループ」を目指しており、本業等を通じて、お客さま・地域社会の皆さま・株主の皆さま・従業員など、全てのステークホルダーの皆さまからのご期待にお応えすることが、グループのCSR活動と捉えて推進しております。 今後も、今までの取組みを「永続的に」「より深化」させ、CSR活動に積極的に取組んでまいります。 こうした取組みの具体的内容につきましては、ホームページで公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示規定を策定のうえ、適時・適切な開示を確保するための必要な体制構築を図っております。また、株主との対話に関する基本方針を定め、株主との建設的な対話の実現に取り組んでおります。
その他	■ダイバーシティ推進および女性活躍推進への取組みについて 当社グループでは、労働人口の減少やグローバル化の進展等、社会構造や経済環境が大きく変化する中、今後とも多様な人材が活躍できる企業となるため、ダイバーシティを推進しております。 女性の活躍支援、グローバル人材育成、多様な働き方の推進等をとおして、「働き甲斐のある誇れる職場」を作りあげることで企業価値を向上させ、お客さまに、より質の高い金融サービスの提供を図ってまいります。 ＜ダイバーシティ推進および女性活躍推進にかかる取組み＞ 2013年12月　子銀行内に「ダイバーシティ推進室」設置 2014年11月　「女性の役員・管理職登用に関する自主行動計画」策定・公表 2016年 4月　女性活躍推進法にもとづく「一般事業主行動計画」策定・届出・公表 2016年 6月　女性活躍推進法にもとづく「えるぼし」企業（三ッ星）認定を獲得 2016年12月　厚生労働省「均等・両立推進企業表彰」 均等推進企業部門「厚生労働大臣優良賞」を受賞 第1回大阪サクヤヒメ表彰　活躍賞　3名受賞 2017年 3月　「大阪市女性活躍リーディングカンパニー市長表彰」最優秀賞を受賞 2017年 7月　次世代育成支援対策推進法にもとづく「くるみんマーク」認定を取得 2017年12月　第2回大阪サクヤヒメ表彰　活躍賞　1名受賞 2018年 6月　当社グループ初の女性執行役員を1名選出 2018年12月　第3回大阪サクヤヒメ表彰　活躍賞　1名受賞 2019年 1月　子銀行内の「ダイバーシティ推進室」を「人事部」と統合 2019年12月　第4回大阪サクヤヒメ表彰　大阪サクヤヒメ賞　1名受賞 2020年 2月　次世代育成支援対策推進法にもとづく「プラチナくるみんマーク」認定を取得 2020年 6月　女性（社外）取締役を選任 ＜数値目標＞ 女性支店長を30名程度まで増加させることを目指すなど、リーダー的職務にある者に占める女性の割合を、30%以上に引き上げます。 （ご参考：2020年3月31日時点） 女性支店長 13名　　リーダー的職務にある者に占める女性比率 24% ＜行動計画＞ ⑴ 成長を促す環境作りを図る（職域拡大支援・キャリアアップ支援など） ⑵ ライフイベントと仕事を両立できる環境作りを図る （育休からの早期復帰支援・就業継続支援など） ⑶ 新たな人材の活躍を支援する （外国人留学生の採用・育成、非正社員から正社員への転換、活躍に向けた取組） ■働き方改革への取組みについて 当社の主要子会社である池田泉州銀行では、働き方に関する意識改革・健康増進に関する取組みにより企業価値の向上を図ることを目的に、平成29年5月に「働き方改革委員会」を設置いたしました。 さらにこの取り組みを拡大し加速させるため、これまで取り組んできた『働き方改革』に、店舗の営業体制の見直し等を行う『営業改革』、業務効率化を進める『業務改革』の観点を取り入れ、新たに「生産性向上委員会」を設置いたしました。 「生産性向上委員会」は経営会議の諮問機関に位置付け、経営陣が一丸となって関与することで、組織をあげて生産性向上に資する取り組みを進めてまいります。 ＜働き方改革への主な取組事例＞ 2018年 4月　家族の介護等を行う職員をサポートする「テレワーク制度」を導入 2019年 4月　柔軟な働き方を実現する「フレックス勤務制度」を導入

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ会社は、人と人とのふれあいを大切にし、誠実で親しみやすく、お客様から最も「信頼される」金融グループを目指し、業務の適正を確保するために必要な体制を以下のような観点で構築しております。

1.当社及び当社グループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び当社グループ会社では、法令等遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、倫理綱領及び行動規範を制定するとともに、コンプライアンス基本規定を定め、コンプライアンス委員会において、全般的な方針や具体的施策などの審議を行います。
また、その徹底を図るため、コンプライアンスを担当する役員を設置するとともに、総合リスク管理部においてコンプライアンスの取組みを組織横断的に統括し、コンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルの制定、研修の実施などを通じ、役職員の教育等を行います。
さらに、法令上疑義のある行為等について当社及び当社グループ会社の役職員が直接情報提供を行う手段としてのグループ・コンプライアンス・ホットライン制度を設置・運営しており、当該通報を行ったことにより、通報者が不利益な扱いを受けることがないよう通報者の保護を図っております。
インサイダー取引未然防止規定に役職員が遵守すべき基本事項を定め、インサイダー取引の未然防止を図ります。
また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の介入排除に努めるとともに、金融機関を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネーローンダリングの防止に努めます。
さらに、お客さまの保護及び利便性向上を推進し、「お客さま本位の徹底」を実現するため、顧客保護等管理を行います。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会、経営会議、その他委員会等の重要会議について、職務執行の記録として議事録等を作成・保管いたします。
また、取締役を決定者とする決裁文書及び付属書類についても適切に作成・保管いたします。

3.当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び当社グループ会社の経営の健全性の維持と安定した収益確保を図るため、リスク管理基本規定を定め、当社及び当社グループ会社が抱えるリスクを信用リスク、市場リスク、資金流動性リスク、オペレーショナルリスクに区分の上、それぞれの所管部を明確にするとともに、リスク管理委員会を設置し、各リスクのモニタリングを行います。
また、危機管理規定を定め、危機事象の発生に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保いたします。

4.当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、当社及び当社グループ会社の役職員の職務の執行が効率的に行われるため、当社及び当社グループ会社の経営目標を定めるとともに、「グループ経営計画」を策定し、当該計画を具体化するため年度毎の業務計画を定めております。
また、取締役の職務の執行を効率的に行うため、経営会議を設置し、取締役会で決議した経営の基本方針に基づき、これを執行する上での重要事項を協議、決議する他、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項を事前に検討することとしております。
さらに、取締役の所管する本部及びその権限と責任を明確にするとともに、ITの活用も図りながら効率的な業務執行体制を構築・維持します。

5.当社及び当社グループ会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社では、当社グループ各社を池田泉州ホールディングスのグループとして一体と考え、当社が適切に主導し、当社グループ各社が当社との連携を保ちつつ、自社の規模、事業の性質に応じた適切な内部管理体制を構築し、業務の健全かつ適切な運営を行います。
また、当社は、グループ経営管理として子会社に対する経営管理規定等を制定し、当社グループ各社から、その役職員の職務の執行に係る事項その他必要な報告を受け、協議する体制を構築しております。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助するため、監査役会事務局として監査役スタッフを配置いたします。このスタッフに対する業務執行の指揮命令は監査役が行うこととし、人事異動、人事評価等においても監査役の同意が必要であるなど、取締役からの独立性を確保いたします。

7.取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員等は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、その他必要な事項をすみやかに報告することといたします。また、グループ・コンプライアンス・ホットラインへの通報を行ったことにより、通報者が不利益な扱いを受けることがないよう通報者の保護を図っております。
さらに、これを補完するため、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会等の重要な会議について、監査役が出席できる体制を構築しております。

8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役、内部監査部署、監査法人との間で意見交換会を開催しております。
また、監査役は取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会等の重要な会議に出席し、業務執行上の様々な問題点の把握に努めます。
さらに、監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することが出来るものとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[基本的な考え方]
池田泉州ホールディングスグループは、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、反社会的勢力による被害の防止を図ります。

[整備状況]
1.組織としての対応

反社会的勢力に対する対応に関しては、規定等に明文の根拠を設け、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2.外部専門機関との連携

日頃から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3.取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4.有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行います。

5.犯罪を助長する行為の禁止

反社会的勢力との裏取引や反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、金融商品取引法等の諸法令及び、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に則り、適切かつ速やかに情報開示を行います。
1.会社情報の適時開示に係る基本方針
　当社は、投資判断に影響する事業活動や重要な意思決定に関する情報を、株主･投資家の皆様や地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの方々へ、適時･的確･公平に提供することに努めてまいります。それにより、池田泉州ホールディングスグループがステークホルダーの方々により深く理解され、より良い信頼関係を築き上げていくとともに、健全な証券市場の形成･発展のために上場会社としての責務を果たします。
2.適時開示に係る社内体制
⑴ 当社は、企画総務部を会社情報の適時開示を統括する部署（適時開示管理部署）として定め、同部の担当役員である取締役を「情報取扱責任者」
とし、その管理のもとで、金融商品取引法、有価証券上場規程及び当社「適時開示規定」等の規定に基づき、当社（子会社を含む）に係る重要な決定事実、重要な発生事実及び決算に関する情報等の適時開示体制を整備しております。
⑵ 重要な決定事実及び決算に関する情報は、取締役会等の決議を経た後、速やかに適時開示管理部署を通じて、東京証券取引所への事前説明の後に「適時開示情報伝達システム（TDnet）」において開示し、必要に応じて記者会見、資料投函等を行います。また、有価証券上場規程に準拠した会社情報及び投資判断に影響を与えると当社が判断した重要な会社情報については、東京証券取引所ホームページ公表に合わせて、当社ホームページにも掲載して、当社情報の周知を図ります。
⑶ 重要な発生事実に関する情報は、社内各部門（子会社を含む）で発生次第、情報取扱責任者の判断により、上記の決定事項に準じて速やかに開示し、その後直近の取締役会等にて報告されます。
⑷ 適時開示規則の定めでは開示義務に該当しないと思われる会社情報に関しても、投資家の投資判断や得意先との取引等に影響を及ぼすと判断されるもの等については、上記と同様、積極的な開示･公表に努めます。
⑸ 当社は、他の業務部門等から独立して内部監査業務を行う部署として、監査部を設置しております。監査部は、会社情報の管理体制を含め全ての業務の内部管理態勢を内部監査の対象としており、その適切性･有効性を検証する責務を担っております。また、各監査役は、取締役会等への出席の他、取締役等からの報告聴取、計算書類等重要書類の閲覧などの方法により、上記管理体制が適正に機能しているか、監査を実施します。

コーポレートガバナンス体制図

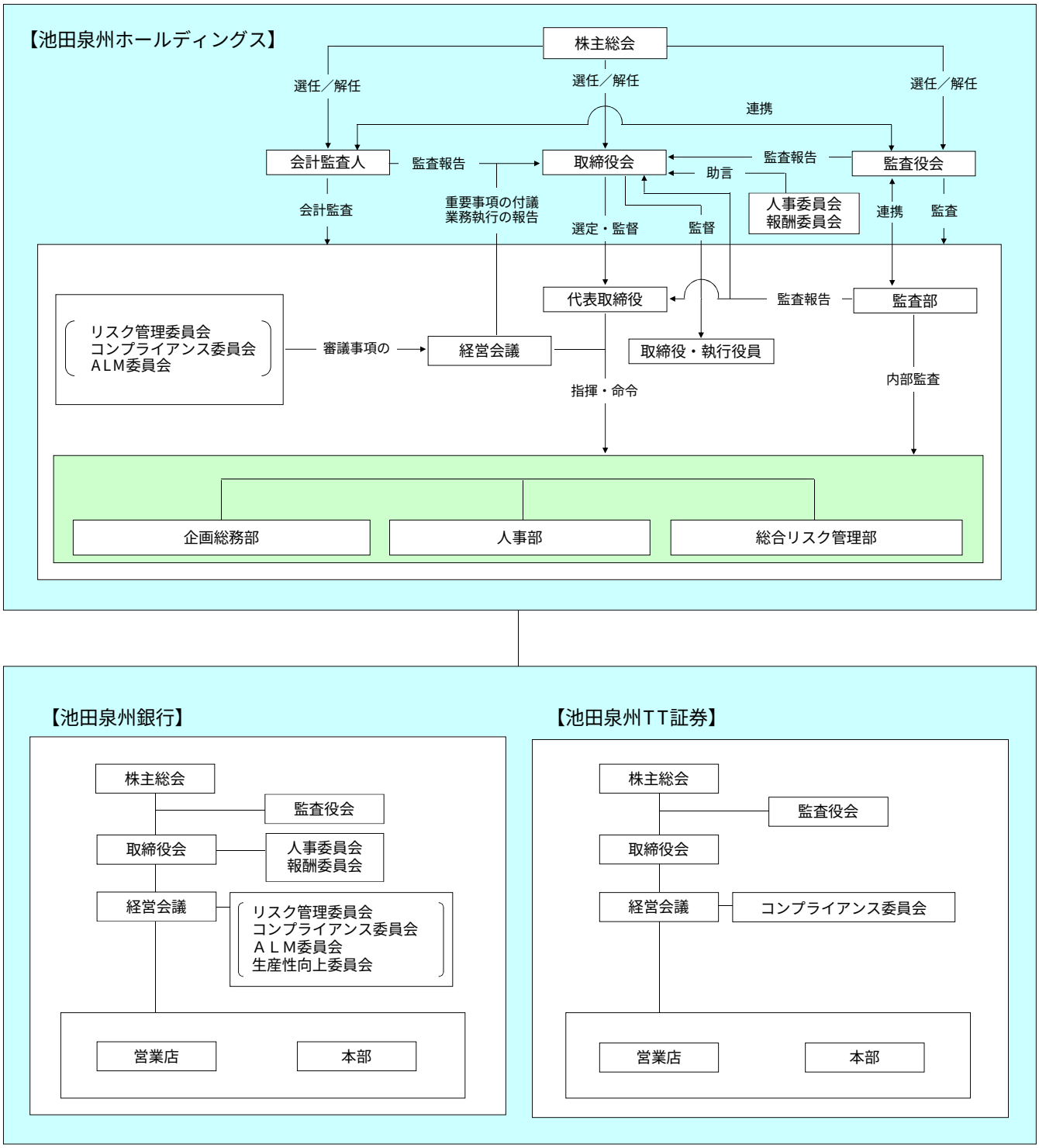

会社情報の適時開示体制

